

平成 2 3 年 7 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 3 年 7 月 2 6 日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年7月26日（火）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 認定第 1号 平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第10号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第11号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第12号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定から
- 日程第 3 会期決定についてまで
- 追加日程 議長の辞職について
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 副議長の辞職について
- 追加日程 副議長の選挙
- 日程第 4 認定第 1号 平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから
- 日程第 8 議案第12号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで

出席議員（29名）

1番	山本宏一君	2番	奥山昭博君
3番	出口茂治君	4番	土井裕美子君
5番	堀川明君	6番	平井俊哉君
8番	福田譲君	9番	亀岡雅文君
10番	上野耕志君	11番	小椋孝一君
12番	大原清明君	13番	森本健之君
14番	所順子君	15番	由良祥治君
16番	畑中秀敏君	17番	楠部重計君
18番	高垣典生君	20番	上野諭君
21番	藤本良昭君	22番	小川猛君
23番	原孝文君	24番	西尾智朗君
25番	奥田誠君	26番	岡本克敏君
27番	森本隆夫君	28番	三原勝利君
29番	佃奈津代君	30番	佐古守君
31番	川勝昇君		

欠席議員（2名）

7番	佐井昭子君	19番	金崎昭仁君
----	-------	-----	-------

説明のための出席者

広域連合長	中村慎司君	副広域連合長	木下善之君
副広域連合長	奥田貢君	副広域連合長	中山正隆君
事務局長	小川隆生君	総務課長	久留米啓史君
業務課長	栗林哲夫君	総務課長補佐	宗浩二君
業主業務課幹	橋本勝志君	業務課長補佐	椎木宏修君
業務課長補佐	桑原伸浩君	業務課長補佐	池本收児君

事務局職員出席者

書記長 北川 雅 祥 書 記 五 島 隆 成

午後1時00分 開議

○議長 みなさんこんにちは。ただいまから平成23年7月26日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に、高野町の所順子君、湯浅町の由良祥治君、すさみ町の岡本克敏君、紀美野町の小椋孝一君、九度山町の森本健之君、橋本市の土井裕美子君、新宮市の福田譲君、和歌山市の山本宏一君、同じく奥山昭博君、田辺市の佐井昭子君、那智勝浦町の森本隆夫君が選出されました。なお、岡本克敏君及び森本隆夫君は再任であります。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、中村慎司君。

[連合長 中村慎司君 登壇]

○連合長 こんにちは。本日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かと御多用の中、ご参集をいただき、誠に有難うございます。

去る3月11日に、東北地方太平洋沖地震が発生し、予想をはるかに超える大津波に加え、福島第一原子力発電所の事故など、未曾有の大震災となり、多くの方々が犠牲になられ、4か月が過ぎる今もなお、行方不明の方や、避難所での生活を余儀なくされている方々がおられます。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っておるところであります。

今回の大震災を踏まえ、東南海・南海地震の起きる確率も増してきている状況の中で、県下各市町村におかれましても、新たな対応が進められていることと思いますが、今後も更なる防災対策を講じていかなければならないと、改めて実感した次第でございます。

さて、本広域連合会は、後期高齢者の皆様の医療保険制度の運営主体として、平成19年に設立され現在に至っておりますが、平成21年に政権が交代され、「後期高齢者医

療制度は、廃止する。」という方向性が示され、高齢者医療制度改革会議の中で、検討が重ねられてまいりました。

その結果、昨年12月に最終報告が取りまとめられ、それを受けて、平成25年3月から新しい制度に移行されようといたしております。しかしながら、現況については不透明感があると言わざるを得ない状況であり、今後の動向を注視しながら見守ってまいりたいと考えております。

一方、昭和36年に、全ての市町村において、国民健康保険の運営が行われるようになり、今年で50周年という節目の年を迎えることになりました。国民健康保険制度については、地域保険として、構築された当時とは、随分と様変わりしてまいりましたが、今後の方向性については、都道府県単位による広域化に向けて進められているところであります。このような状況の中で、いずれ後期高齢者医療は新たな医療保険制度として再構築されることと思われまます。

そのときに向けて、広域連合を構成する30市町村との連携を密にして、被保険者の皆様の声を反映させていくために、分かりやすく、しかも安心して利用していただける制度が構築されるよう努めなければならないと考えております、今後とも議員の皆様のお力添えを賜りますことを衷心よりお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において15番、由良祥治君及び26番、岡本克敏君を指名します。

次に、日程第3「会期決定について」を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思ひます。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との言う人あり〕

○議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

○議長 次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成23年7月12日付、和広第68号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成23年3月25日付、和広監第12号、同年4月20日付、和広監第1号、同年5月20日付、和広監第2号、同年6月23日付、和広監第3号、同年7月21日付、和広監第5号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。

午後1時08分休憩

午後1時10分再開

○副議長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

報告します。議長堀川明君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、堀川明君の退席を求めます。

〔堀川明君 退席〕

○副議長 辞職願を朗読させます。

北川書記長。

○書記長

辞 職 願

この度一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成23年7月26日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 議長 堀川 明

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 三原勝利 殿

○副議長 お諮りします。

堀川明君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、堀川明君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔堀川明君 入場・着席〕

○副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に平井俊哉君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました平井俊哉君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました平井俊哉君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました平井俊哉君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

平井俊哉君、登壇願います。

〔平井俊哉君 登壇〕

○平井議員 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方のご推挙によりまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選させていただきました御坊市の平井でございます。皆様のご協力を得ながら責務を全うして参りたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

〔副議長自席へ、議長着席〕

○議長 5番、堀川明君。堀川明君議員の議長退任の挨拶をお願いします。

〔堀川明君 登壇〕

○堀川議員 第5代議長として1年間務めさせていただきました。この1年間、皆様方には大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。今後は、私も一議員として、この議論の中に参加をしてみたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長 報告します。副議長三原勝利君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、三原勝利君の退席を求めます。

〔三原勝利君 退席〕

○議長 辞職願を朗読させます。

○書記長

辞 職 願

この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成23年7月26日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 三原勝利

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 議長 平井俊哉 殿

○議長 お諮りします。

三原勝利君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、三原勝利君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔三原勝利君 入場・着席〕

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に森本隆夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました森本隆夫君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました森本隆夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました森本隆夫君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

森本隆夫君、登壇願います。

〔森本隆夫君 登壇〕

○副議長 那智勝浦町の森本隆夫でございます。議長をしっかりと補佐し、頑張ってまいりたいと存じますので、どうぞ皆さんよろしく申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 28番、三原勝利君。

〔三原勝利君 登壇〕

○三原議員 副議長の退任のあいさつをさせていただきます。一年間、堀川議長のもとに皆様のご協力をいただきこの広域連合の議会を運営させていただくことになりました。

お蔭様をもちまして、災禍なく過ごさせていただき、皆さんとともに医療の向上のために努力してきたことを心から御礼申し上げたいと思います。また、連合長をはじめ、事務当局におかれましても、新しい制度のもと、ここまで立ち上げられてきた努力に対して心から感謝を申し上げたいと思います。これからも一議員として皆さんとともに勉強していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長 この際、暫時休憩します。

〔議長 平井俊哉君 退席〕

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

○副議長 再開します。

次に、日程第4、認定第1号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第5、認定第2号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題とし、当局から提案説明を求めます。

○副議長 広域連合長 中村慎司 君。

[広域連合長 中村慎司君 登壇]

○連合長 ただいま上程されました、認定第1号及び認定第2号の説明の前に、一言お祝いとお礼を申し上げたいと思います。

先程からの正・副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に、御坊市の平井議員さん、そして副議長に、那智勝浦町の森本議員がご就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げますとともに、今後ともよろしく申し上げたいと思います。

また、昨年7月から議長をお勤めいただきました堀川議員、副議長をお勤めいただきました三原議員に対しまして、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、本席をお借りいたしまして、心から厚く御礼申し上げます。

本当に1年間ありがとうございました。

それでは、上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、ご説明申し上げます。

認定関係につきましては、平成22年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。詳細につきまして事務局長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長 次に、補足説明を許可します。

○副議長 事務局長 小川隆生君。

[事務局長 小川隆生君 登壇]

○事務局長 それでは、平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関し、認定第1号及び認定第2号につきまして、一括してご説明申し上げます。また、地方自治法第233条第3項の規定による「監査委員の意見書」を添付するとともに、同法同条第5項の規定による「平成22年度主要施策の成果等報告書」も併せて提出いたしております。

議案書の1ページをお開き願います。

認定第1号、平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算で

ございます。以下、別添の「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書」に沿ってご説明を申し上げます。

決算書の2・3ページをお開き願います。

歳入におきましては、18億6,855万7,850円で、対前年度比11.1%の減となっております。

4・5ページをお開き願います。

歳出におきましては、18億388万9,858円で、対前年度比12.0%の減となっております。以下詳細について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6・7ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億3,900万円は、構成30市町村からの事務費分賦金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、収入済額1,056万3,050円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填として、国がその2分の1を負担するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、収入済額8億3,546万7,120円は、平成23年度に実施する「被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担の激変緩和措置」及び「低所得者の保険料負担軽減措置」の実施、均等割9割・8.5割軽減、所得割5割軽減に伴う財源補填を図るために交付を受けたものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金、1,056万3,050円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填として、県がその2分の1を負担するものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、収入済額72万8,098円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に伴う利子収入でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金8億1,699万4,469円は、保険料激変緩和措置等の実施のための財源として同基金から繰り入れるもので、第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金、179万6,400円は、特別会計からの繰り入れで、詳細については特別会計時に説明を申し上げます。

第6款繰越金、第1項繰越金、8・9ページをお開き願います。第1目繰越金5,301万6,265円は平成21年度からの繰越金でございます。

第7款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子、収入済額5万5,480円は、公金の

管理・運用に伴う預金利子でございます。

第2項雑入、第1目雑入、収入済額 37 万 3,918 円は派遣職員 2 名分の家賃自己負担分等でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただいて、歳出に移らせていただきます。

10・11 ページをお開き願います。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、支出済額 181 万 6,093 円は、広域連合議会の運営等に要した経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額 1 億 2,570 万 1,213 円は、広域連合への派遣職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費で、執行率は、97.7%でございます。

主なものは、14自治体から広域連合への派遣職員の人件費相当分として、3節職員手当等、4節共済費のうち地方公務員災害補償基金負担金、13ページをお願いいたします。下の方ですが、19節負担金補助及び交付金のうち、派遣職員給与等負担金を合わせ、1億 489 万 3,337 円、また、事務所の維持管理に要する経費として、11節需用費のうち光熱水費、14節使用料及び賃借料のうち事務所借料、19節負担金補助及び交付金のうち事務所電気代等負担金を合わせ、886 万 278 円となっており、義務的、固定的な経費として1億 1,375 万 3,615 円を支出してございます。

14・15 ページをお開き願います。

第2目公平委員会費、支出済額 3,285 円は、公平委員会の運営に要した経費でございます。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費、支出済額 5 万 2,404 円は、選挙管理委員会の運営に要した経費で、第2目広域連合長選挙費、支出済額 2 万 7,654 円は、広域連合長選挙に要した経費で、第3目広域連合議会議員選挙費、支出済額 3,808 円は、広域連合議会議員選挙を執行した市町村との事務経費でございます。

第3項監査委員費、第1目監査委員費、支出済額 17 万 3,214 円は、監査事務の執行に要した経費でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費、支出済額 8 億 5,911 万 7,718 円は、保険料負担の激変緩和措置等の実施に伴い、国から交付を受けた補助金等の後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立、及び保険料不均一賦課に係る国、県からの負担金を財源とした特別会計への繰出金でございます。

第4款公債費、16・17ページをお開き願います。第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借入れを行うことなく、順調に資金繰りを行ったため、支出はございません。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金、支出済額8億1,699万4,469円は、保険料負担の激変緩和措置実施に伴う財源補填等の財源として特別会計へ繰り出したもので、執行率は、99.9%でございます。

第6款、第1項、第1目予備費につきましては、充用はございません。

18ページをお開き願います。

ただいまご説明をさせていただきました歳入歳出の結果、実質収支は6,466万7,992円の黒字となっております。

議案書の2ページへお戻り願います。

認定第2号、平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算でございます。以下、別添の「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書」に沿ってご説明を申し上げます。

決算書の20・21ページをお開き願います。

歳入におきましては、1,229億7,783万1,109円でございます。

22・23ページをお開き願います。

歳出におきましては、1,226億1,447万1,815円でございます。以下詳細について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

26・27ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額196億3,326万745円は、構成30市町村からの分賦金でございます。事務費分として4億8,950万7千円のほか、保険給付費の財源となるものとしたしまして、市町村において収納した保険料相当分等として、保険料等負担金70億8,423万5,610円、公費負担分として、療養給付費負担金96億5,557万8,043円、保険料の減額賦課に伴う財源補填として、保険基盤安定制度負担金24億394万92円でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額279億4,343万3,924円、第2目高額医療費負担金、収入済額3億5,442万2,102円は、保険給付費の公費負担分として国が負担するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目保健事業費国庫補助金、収入済額1,034万7千円は、健康

診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第2目調整交付金、収入済額108億7,512万6千円は、広域連合間の被保険者に係る所得格差是正分として普通調整交付金108億4,934万5千円、人間ドック助成金の財源として特別調整交付金2,578万1千円をそれぞれ受け入れたものでございます。

第3目特別高額医療共同事業費補助金、収入済額1,033万6,560円は、特別高額医療共同事業に係る支援として、第4目医療費適正化事業費補助金、収入済額407万1千円は、後発医薬品の普及・使用促進として、それぞれ交付を受けたものであり、交付決定が遅れたことから、予算措置にいたらなかったものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額93億1,688万8,876円、28・29ページをお開き願います。第2目高額医療費負担金、収入済額3億5,442万2,102円は、保険給付費の公費負担分として県が負担するものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額487億3,595万7千円は、保険給付費に係る他の保険者からの支援分として収納したものでございます。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額2,436万4,747円は、全広域連合が共同して行う著しく高額な医療費の緩和事業の財源として収納したものでございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、収入済額86万2,706円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資運用に伴う利子収入でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、収入済額2,112万6,100円は、保険料不均一賦課に係る財源補填として、第2目その他一般会計繰入金、収入済額8億1,699万4,469円は、被扶養者及び低所得者の保険料負担軽減措置実施に伴う財源補填として、第3目基金繰入金、収入済額1億6,500万円は、後期高齢者医療給付費準備基金から医療給付費への財源補填として、それぞれ繰り入れを受けたものでございます。その結果、県に設置している財政安定化基金からの交付を受けることなく、自主財源を持って対応することができました。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、収入済額45億6,697万7,523円は、平成21年度からの繰越金でございます。

30・31ページをお開き願います。

第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金については、収入はござ

いません。

第2項預金利子、第1目預金利子、収入済額 237 万 2,197 円は、公金の管理・運用に伴う預金利子でございます。

第3項雑入、第1目返納金、収入済額 309 万 6,631 円は、保険給付費の請求誤りによる返納金で、第2目雑入については、収入はございません。

第3目第三者納付金、収入済額 1 億 3,877 万 1,427 円は、交通事故、第三者の行為によって生じた保険給付に係る返納金でございます。

以上の結果、保険給付の財源及び保険料軽減措置の実施に伴う財源補填として、収入総額の 97.4%にあたる 1,229 億 7,783 万 1,109 円を収入してございます。

以上で歳入の説明を終わりました。歳出に移らせていただきます。

32・33 ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額 39 億 1,469 万 1,176 円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費で、執行率は、99.4%でございます。

主なものは、医療費通知の送付や構成30市町村と広域連合を結ぶ専用回線等使用料など、12節役務費、支出済額 5,748 万 1,962 円、円滑な制度運営を行うため国保連合会へのレセプト点検等各種業務委託、標準システムの適正運用等委託など13節委託料、支出済額 3 億 980 万 37 円、電算機器のリースに要する14節使用料及び賃借料、支出済額 9,567 万 1,800 円、平成21年度に交付を受けた国庫支出金等の精算に伴う23節償還金利子及び割引料、支出済額 34 億 5,111 万 4,319 円。返還金の内訳は、国庫への返還分 18 億 3,841 万 5,918 円、県への返還分 2 億 2,257 万 1,431 円、市町村への返還分 7 億 5,794 万 6,409 円、支払基金への返還分 6 億 3,218 万 561 円でございます。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費、支出済額 29 万 5,877 円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要した経費でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、34・35 ページをお開き願います。第1目療養給付費、支出済額 1,131 億 3,598 万 7,313 円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、薬剤等に要した保険給付で、執行率は、97.3%でございます。

第2目療養費、支出済額 22 億 5,107 万 6,076 円は、一般診療、補装具、柔道整復、アロママッサージ、鍼灸等に要した保険給付で、執行率は、94.5%でございます。

第3目審査支払手数料、支出済額 3 億 3,697 万 1,070 円は、レセプト審査及び医療機

関への支払業務の国保連合会への手数料で、執行率は、95.7%でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額11億9,331万5,215円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、執行率は、86.0%でございます。

第2目高額介護合算療養費、支出済額2億2,975万7,480円は、医療費及び介護サービス費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、執行率は、76.9%でございます。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額2億6,160万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行ったもので、予測を超える支出となったため、予算議案第3条の規定に基づいて、216万円の保険給付費内の項間の流用を行った結果、執行率は、100%となっております。

第3款、第1項、第1目財政安定化基金拠出金、支出済額1億1,161万810円は、県に設置する同基金への拠出金でございます。

第4款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額1,903万5,813円及び第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、支出済額8万7,468円は、ともに国保中央会への拠出金でございます。なお、特別高額医療費共同事業拠出金の算定時期が遅れたことにより、予備費から78万6,813円を補充しております。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額7,209万4,723円は、健康診査の実施に要した経費で、執行率は、72.1%でございます。

主なものは、37ページをお願いします。健康診査実施医療機関への健診、国保連合会への健診データの管理等を委託した13節委託料、支出済額5,506万6,003円、人間ドック等を実施している18市町村への19節負担金補助及び交付金、支出済額1,686万9,000円でございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額10億8,064万4,894円は、収入した保険料負担金等と保険給付費等、それを財源として支出した経費との差額、いわゆる余剰金を積み立てたものでございます。

第7款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借入を行うことなく、順調に資金繰りを行ったため、支出はございません。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額549万6,300円は、構成市町村において還付未済となっていた保険料の還付に要した経費で

ございます。なお、過年度の所得更正により、予測できなかった保険料還付が生じたため、予備費から48万5,300円を補充してございます。

第2目償還金については、支出はございません。

第3目還付加算金、支出済額1万1,200円は、保険料還付に伴う加算金でございます。

第2項一般会計繰出金、第1目一般会計繰出金、支出済額179万6,400円は、平成20年度に国庫交付金の交付を受け、平成21年度に繰越明許で導入した標準システムの追加サーバの契約差金を国庫交付金精算のため、一般会計へ繰り出したものでございます。

第9款、第1項、第1目予備費につきましては、特別高額医療費共同事業拠出金及び保険料還付金に合計127万2,113円を充用してございます。

38・39ページをお開き願います。

不用額36億5,676万9,185円のうち、35億7,018万4,846円は、款、保険給付費に係るものでございます。

40ページをお開き願います。

ただいまご説明をさせていただきました歳入歳出の結果、実質収支は3億6,335万9,294円の黒字となっております。

41ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。財産として保有しているものは、物品及び基金でございます。物品につきましては、標準システムに係るバッチ処理サーバーでございます。

基金につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2基金を設置してございます。平成22年度末の現在高は、それぞれ13億1,780万1,165円、24億9,510万4,410円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○副議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず、日程第4、認定第1号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 質疑を終結することにも異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 質疑を終結いたします。

○副議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 討論を終結することにも異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 討論を終結させていただきます。

これより、認定第1号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長 起立多数。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

○副議長 次に、日程第5、認定第2号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

○副議長 23番、原孝文君。

○原議員 ちょっと2点ほど質疑させていただきます。1点目は、ページで言えば34ページ5ページなんですけど、保険給付費の中で35億7千万何がしの不用額が出てると。昨年度の21年度の決算書から比べたら額は少なくなってるんですけど、しかしまあ、総額の3%近くの不用ということでもあります。まあ、この2つの会計、先ほど一般会計も見て、大方が不用額が保険給付費ということなんですけど、この不用額が毎年こんな格好で出てると思うんですけど、どうこの分析してるんか、ちょっとその辺多額になってることについて、事務当局の見解を求めたいと思います。

それから、2つめは、その中の高額療養諸費の中で、不用額が2億6,300万ほどなんですけど、年度途中の補正で2億2,800万何がしを補正しております。それでもって不用額が2億6,000万ということで補正額より不用額が多くなってるということでもあります。これはまあ高額療養費ということで特異性というものがあるかと思うんですけど、まあ、本来なら補正を組んだ額よりも不用額が大きくなるということは普通あり得ないことなんです。この点についての理由を伺いたいと思います。以上です。

○副議長 事務局長 小川隆生君

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 23番原議員の質問にお答えいたします。

まず、不用額が大きいのではないかというご質問でございます。不用額のうち、保険給付費については、年間1,174億で月額にして約100億近い額が毎月出ている訳でございますが、その中で、年度末にですか、例えばインフルエンザが流行ったりとかそういうふうなことになった場合にですけれど、それに対応できる額を持っておきたい、ということもございまして、もちろん、この分につきましては国の算定に基づいてやっているというところもございしますが、そうしたところで、この36億のうち35億が保険給付費のところで出てきていることになってございます。

続きまして、高額療養費の不用額ということでございしますが、高額療養費につきましては、医療費の算定期が1月診療までの分となつてございまして、その中で、高額となつた場合はうちから通知を送る訳でございますが、その送った分で申請が出てこなかった場合には翌年に高額療養費の支給がなされるといふふうなことでございまして、不用額が出てきているということでございます。以上でございます。

○原議員 OKです。

○副議長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 質疑を終結することにも異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 質疑を終結します。

○副議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 討論を終結することにも異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 異議なしと認め討論を終結します。

○副議長 これより、認定第2号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長 起立全員。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

○副議長 次に、日程第6、議案第10号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第7、議案第11号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○副議長 広域連合長 中村慎司君。

〔広域連合長 中村慎司君 登壇〕

○連合長 それでは、上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第10号、議案第11号につきましては、平成23年度補正予算関係でございます。一般会計におきまして29万4千円、特別会計におきまして2億7,071万7千円をそれぞれ増額しております。

一般会計におきましては、歳出において、顧問弁護士委託料の補正を行うとともに、所要の財源の補正を行うものでございます。

また、特別会計におきましては、平成22年度に保険給付費の財源として支払基金から交付を受けた交付金の精算に伴う返還金の補正を行うとともに、所要の財源の補正を行うものでございます。

以上、提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、詳細につきまして事務局長から説明いたしますので、皆様におかれましては、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 それでは、議案第10号、議案第11号を、一括して御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

議案第10号、平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、今後の法律問題を適正かつ円滑に解決していくため、顧問弁護士に要する経費29万4千円を補正するものでございます。

歳入につきましては、繰越金で同額を補正してございます。

次に、8ページをお開き願います。

議案第11号、平成23年度 和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算

(第1号)は、平成22年度の保険給付費の財源として支払基金から交付を受けた交付金の精算に伴う返還金 2億7,071万7千円の補正でございます。

歳入につきましては、繰越金で同額を補正してございます。

以上でございます。

○副議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず、日程第6、議案第10号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」の質疑・討論・採決を行います。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 質疑を終結することにもご異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 異議なしと認め質疑を終結します。

○副議長 討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 討論を終結することにも異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 討論を終結します。

○副議長 これより、議案第10号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○副議長 次に、日程第7、議案第11号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)」の質疑・討論・採決を行います。

質疑にはいります。質疑はありますか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

○副議長 討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 討論なしと認めます。

○副議長 これより、議案第11号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員

よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

○副議長 次に、日程第8、議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山本宏一君の退席を求めます。

〔山本宏一君 退席〕

○副議長 広域連合長 中村慎司君。

〔広域連合長 中村慎司君 登壇〕

○連合長 ただいま上程されました議案第12号は、現在欠員となっております広域連合議会議員のうちから選出する監査委員として、山本宏一議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

山本君の住所、生年月日でございますが、和歌山市田中町5丁目1番地の1、昭和29年9月5日生まれでございます。

なにとぞ、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という人あり〕

○副議長 質疑なしと認めます。

○副議長 これより、議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長 起立全員

よって、議案第12号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔山本宏一君 入場・着席〕

○副議長 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会に提出されました諸議案も、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。

議員各位に衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、広域連合発展のため、ご精進くださらんことを御願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○副議長 連合組合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○副議長 広域連合長 中村慎司君。

〔広域連合長 中村慎司 登壇〕

○連合長 閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心にご審議をいただき、提案させていただきました諸議案につきましては、いずれもご賛同を賜りありがとうございました。

今後とも、広域市町村と連携を取りながら、現在課題となっております保険者機能、保健事業の充実強化についても積極的に取り組んでまいり所存でございます。

現在のところ、新しい医療制度については、不透明な状況ではございますが、国民健康保険の広域化とともに、構成市町村との連携強化を図るなかで、新しい制度への移行が進められ、被保険者の皆様にとって、公平でかつ分かりやすい制度になるよう、引き続き国に意見を述べてまいり所存でございます。

このような中、議員の皆様におかれましては、今後、大変な御苦勞をおかけすることになろうかと思いますが、より一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○副議長 これにて平成23年7月26日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後2時12分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 平 井 俊 哉

前 議 長 堀 川 明

副 議 長 森 本 隆 夫

前 副 議 長 三 原 勝 利

署 名 議 員 由 良 祥 治

署 名 議 員 岡 本 克 敏